

令和 7 年 12 月 26 日

債権者各位

破産者 MPH 株式会社

破産管財人 弁護士 島田 敏雄

破産管財業務に関するご報告（1）

MPH 株式会社の破産手続開始から約 4 か月が経過しました。

これまでの破産管財業務の経過の概要を以下のとおりご報告いたします。

詳細は、令和 8 年 2 月末までに裁判所に提出する「破産法 157 条による報告書」においてご報告させていただきます。

◆ 破産手続関係

- 債権者の皆様に対する破産手続開始決定通知書の送付は終了しました。会員と元従業員の皆様には、登録いただいた E-mail アドレスにメール送信により通知しました。その他の債権者には郵送をしております。
- 開始決定通知書の送付を希望される債権者は、破産管財人のホームページ (HP) の「[MPH 債権者向け：破産手続開始通知書送付依頼フォーム](#)」からお申し出ください。
- 令和 8 年 2 月末までに裁判所に「破産法 157 条に基づく報告書」を提出し、破産管財人の HP に掲載する予定です。

◆ 店舗の閉鎖処理について

- 閉鎖店舗については、破産管財人において、149 の店舗の賃貸人様と物件の明渡しに関する協議を行っております。
- これまでに 132 店舗の店舗について賃貸人様との合意が成立しており、残りは 17 店舗となっております。
- 万一、閉鎖処理が未了であるにも関わらず、破産管財人からの連絡がなされていない店舗がありましたら、破産管財人までご連絡をお願いします (HP の「[【その他一般用】問い合わせフォーム](#)」からご連絡ください)。

◆ 元従業員への対応について

- 元従業員の皆様の未払賃金については、労働者健康安全機構（機構）の未払賃金立替払制度を利用して立替払を実施すべく準備を進めています。賃金計算のための資料・データの確保、賃金額の計算、立替払の対象となる賃金の範囲の検討と確定に時間をしておりましたが、機構との調整を経て、令和8年1月中には機構の事前審査を受けられる見込みとなりました。機構の審査が完了次第、元従業員の皆様に手続書類を順次郵送します。立替払が早急に実施されるよう努めておりますのでもう暫くお待ちください。
- ご要望のありました源泉徴収票の発行、異動届の提出についても、順次対応をしています。

◆ 会員の皆様への対応について

- 会員の皆様からのお問い合わせ（12月25日時点で現在約6000件）につきましては、HPのお問い合わせフォームにてお受けし、回答を順次HPの「サービスご利用者様（会員）へのQ&A」に掲載しました。
- QAの抜粋を「サービスご利用者様（会員）へ」と「【会員専用】問い合わせフォーム」に掲載しました。
- 会員の皆様からのお問い合わせを受け、信販会社に請求・引き落とし等に関する対応状況を照会するなどし、QA（Q6、Q7、Q8、Q8-2、Q18、Q19、Q20）に反映しました。

◆ 破産財団の状況・今後の見通し

- 破産財団の状況、その他の管財業務の状況などについては、令和8年2月末までに裁判所に提出する「破産法157条に基づく報告書」においてご報告いたします。
- 一般の破産債権者（会員の皆様を含む）に対する配当については、現時点では見通しが立っておりません。
- 破産手続の終結の時期は、現時点では見通しが立っておりません。

以上